

d 重金属

浸出用液として4%酢酸を用いて作った試験溶液について、重金属試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属量は鉛として $1\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。ただし、硫化ナトリウム試液を加えるとき、白濁により試験に影響がある場合には、試験溶液をアンモニア水で中和してpH7以上とし、これにシアン化カリウム試液を加えたものについて試験を行う。

e 蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は $60\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下でなければならない。ただし、器具にあつては水を、油脂及び脂肪性食品の容器包装にあつては20%エタノールを浸出用液として用いる。

(2) ゴム製ほ乳器具

ゴム製ほ乳器具は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

1. 材質試験

a カドミウム及び鉛

(1) ゴム製の器具(ほ乳器具を除く。)又は容器包装の1. 材質試験のa カドミウム及び鉛に準じて試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、標準溶液として、カドミウム標準溶液及び鉛標準溶液それぞれ10mlに0.1mol/1硝酸を加えて100mlとしたものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ $0.5\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下であり、試料当たりに換算すると $10\mu\text{g}/\text{g}$ 以下となる。

2. 溶出試験

a 試験溶液の調製(略)

b 試験

- ① フェノール(略)
- ② ホルムアルデヒド(略)
- ③ 亜鉛

浸出用液として水を用いて作った試験溶液20mlを探り、塩酸5滴を加えたものについて、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法により亜鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の亜鉛量は $1\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。

④ 重金属(略)

⑤ 蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は $40\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下でなければならない。ただし、水を浸出用液として用いる。

4 金属缶(乾燥した食品(油脂及び脂肪性食品を除く。)を内容物とするものを除く。以下この目において同じ。)

(中略)

(1) 試験溶液の調製

特に定める場合以外は、次の方法により試験溶液を調製する。

試料を水でよく洗い、各試験法に規定されている浸出用液を用いて次のように操作して作る。

液体を満たすことができる試料にあつては、 60° に加

d 重金属

浸出用液として4%酢酸を用いて作った試験溶液について、重金属の試験を行うとき、その量は1ppm以下でなければならない。ただし、硫化ナトリウム試液を加えるとき、白濁により試験に影響がある場合には、試験溶液をアンモニア水で中和してpH7以上とし、これにシアン化カリウム試液を加えたものについて試験を行う。

e 蒸発残留物

蒸発残留物の試験を行うとき、その量は60ppm以下でなければならない。ただし、器具にあつては水を、油脂及び脂肪性食品の容器包装にあつては20%エタノールを浸出用液として用いる。

(2) ゴム製ほ乳器具

ゴム製ほ乳器具は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

1. 材質試験

a カドミウム及び鉛

(1) ゴム製の器具(ほ乳器具を除く。)又は容器包装の1. 材質試験のa カドミウム及び鉛を準用する。ただし、カドミウム標準溶液としては、カドミウム標準原液10mlに0.1mol/1硝酸を加えて100mlとしたものを、鉛標準溶液(原子吸光光度法用)としては、鉛標準原液10mlに0.1mol/1硝酸を加えて100mlとしたものを用いる。

2. 溶出試験

a 試験溶液の調製(略)

b 試験

- ① フェノール(略)
- ② ホルムアルデヒド(略)
- ③ 亜鉛

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、原子吸光光度法により亜鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、亜鉛標準溶液(原子吸光光度法用)としては、亜鉛標準原液10mlに0.1mol/1塩酸を加えて150mlとしたものを用いる。

④ 重金属(略)

⑤ 蒸発残留物

蒸発残留物の試験を行うとき、その量は40ppm以下でなければならない。ただし、水を浸出用液として用いる。

4 金属缶(乾燥した食品(油脂及び脂肪性食品を除く。)を内容物とするものを除く。以下この目において同じ。)

(中略)

(1) 試料溶液の調製

特に定める場合以外は、次の方法により試料溶液を調製する。

試料を水でよく洗い、各試験法に規定されている浸出用液を用いて次のように操作して作る。
液体を満たすことができる試料にあつては、 60° に加

温した浸出用液を満たし、時計皿で覆い、60°に保ちながら30分間放置する。

液体を満たすことができない試料にあつては、表面積1cm²につき2mlの割合の浸出用液を60°に加温して浸し、60°に保ちながら30分間放置する。

ただし、使用温度が100°を超える試料であつて水を浸出用液とする場合にあつては95°に保ちながら30分間、ヘプタン又はペンタンを浸出用液とする場合にあつては25°に保ちながら1時間放置する。

(2) 試験

1. ヒ素、鉛及びカドミウム (中略)

a ヒ素

試験溶液10mlを用いて、ヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素量は三酸化二ヒ素として0.2μg/ml以下となる。

b カドミウム及び鉛

試験溶液を用いて原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法によりカドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、水を用いて作った試験溶液はその100mlに硝酸5滴を加えて用いる。また、

カドミウム標準溶液としてはカドミウム標準溶液（金属缶試験用）、鉛標準溶液としては鉛標準溶液（金属缶試験用）を用いる。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ0.1μg/ml及び0.4μg/ml以下となる。

2 フェノール

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のフェノールの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のフェノール量は5μg/ml以下となる。

3 ホルムアルデヒド

浸出用液として水を用いて作った試験溶液を試験溶液としてモノマー試験法中のホルムアルデヒドの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

熱した浸出用液を満たし、時計皿で覆い、60°に保ちながら30分間放置する。

液体を満たすことができない試料にあつては、表面積1cm²につき2mlの割合の浸出用液を用い、60°に保ちながら30分間放置する。

ただし、使用温度が100°を超える試料であつて水を浸出用液とする場合にあつては95°に保ちながら30分間、n-ヘプタンを浸出用液とする場合にあつては25°に保ちながら1時間放置する。

(2) 試験

1. ヒ素、鉛及びカドミウム (中略)

a ヒ素

試料溶液100mlをナス型フラスコに採り、硝酸5mlを加えてよく混ぜ合わせ、加熱して約20mlとした後、硝酸10ml及び硫酸5mlを加え、硫酸の白煙が発生し溶液の色が淡黄色又は無色になるまで穏やかに加熱する。冷後、水15ml及びシェウ酸アンモニウム試液10mlを加え、フラスコの頸部に白霧が現われるまで加熱する。冷後、水を加えて全量を正確に50mlとする。この液3mlを採り、ヒ素試験法中の装置Aを用いる方法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。

ただし、標準色は、0.5%クエン酸溶液100mlを試料溶液の場合と同様に操作して作った液3mlを採り、ヒ素標準液1.2mlを加えてよく混ぜ合わせ、ヒ素試験法中の操作法に規定するところにより調製する。

b カドミウム及び鉛

試料溶液50mlを採り、徐々に加熱し直火上で乾固する。引き続き火力を強めながらこれを約450°で加熱して灰化する。冷後、塩酸(1→2)5mlを静かに加えてこれを溶解した後、水浴上で蒸発乾固する。冷後、これを1mol/1硝酸に溶かして全量を10mlとする。これを試験溶液として原子吸光光度法によりカドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、カドミウム標準溶液としては、カドミウム標準原液50mlに0.1mol/1硝酸を加えて100mlとしたものを、鉛標準溶液（原子吸光光度法用）としては、鉛標準原液20mlに0.1mol/1硝酸を加えて100mlとしたものをそれぞれ用いる。

2 フェノール

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、次の試験を行う。

試料溶液20mlを採り、ホウ酸緩衝液3mlを加えてよく振り混ぜた後、4-アミノアンチピリン試液5ml及びフェリシアン化カリウム試液2.5mlを加え、更に水を加えて100mlとし、よく振り混ぜて室温で10分間放置する。別に水を用いて試験溶液と同様に操作して得られた溶液を対照とし、波長510nmで吸光度を測定するとき、試験溶液の吸光度はフェノール比色標準溶液の吸光度より大きくてはならない。

3 ホルムアルデヒド

浸出用液として水を用いて作った試験溶液を試験溶液としてモノマー試験法中のホルムアルデヒドの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

4 蒸発残留物

蒸発残留物試験に定める浸出用液を用いて調製した試料溶液を試験溶液として蒸発残留物試験を行うとき、その量は $30\text{ }\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下でなくてはならない。

ただし、天然の油脂を主原料とする塗料であって塗膜中の酸化亜鉛の含量が3%を超えるものにより缶の内面を塗装した缶を試料とする場合であり、かつ、n—ヘプタンを浸出用液として用いたときの蒸発残留物の量は、 $90\text{ }\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下でなければならぬ。また、この場合であって、水を浸出用液として用いたときの蒸発残留物の量が $30\text{ }\mu\text{g}/\text{ml}$ を超える場合は、次の試験に適合しなければならない。

水を浸出用液として用いて得られた蒸発残留物にクロロホルム30mlを加え、加温した後これをろ過し、ろ液を重量既知の白金製、石英製又は耐熱ガラス製の蒸発皿に量る。更にクロロホルム10mlずつで2回蒸発残留物を洗い、加温した後これをろ過し、ろ液を蒸発皿に合わせ、水浴上で蒸発乾固する。冷後、秤ひょう量して蒸発皿の前後の重量差a(mg)を求め、次式によりクロロホルム可溶物の量を求めるとき、その量は $30\text{ }\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下でなければならぬ。

$$\text{クロロホルム可溶物量}(\mu\text{g}/\text{ml}) = ((a-b) \times 1,000) / \text{最初の試験溶液の採取量}(\text{ml})$$

ただし、b：試験溶液と同量の浸出用液について得た空試験値(mg)

5. エピクロルヒドリン

浸出用液としてペンタンを用いて作った試料溶液を試験溶液として、モノマー試験法中のエピクロルヒドリンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のエピクロルヒドリン量は $0.5\text{ }\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。

6. 塩化ビニル

液体を満たすことができる試料にあつては、 5° 以下に冷却したエタノールを満たし、密栓して 5° 以下に保ちながら24時間放置する。

液体を満たすことができない試料にあつては、表面積 1cm^2 につき2mlの割合の 5° 以下に冷却したエタノールを用い、密封した容器中で 5° 以下に保ちながら24時間放置する。

得られた溶液10mlをセプタムキャップ付きガラス瓶に入れ、直ちに密封する。これを試験溶液としてモノマー試験法中の塩化ビニルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の塩化ビニル量は $0.05\text{ }\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。

E 器具又は容器包装の用途別規格（略）

F 器具及び容器包装の製造基準（略）

4 蒸発残留物

試料溶液を試験溶液として蒸発残留物の試験を行うとき、その量は 30ppm 以下でなくてはならない。

ただし、天然の油脂を主原料とする塗料であって塗膜中の酸化亜鉛の含量が3%を超えるものにより缶の内面を塗装した缶を試料とする場合であり、かつ、n—ヘプタンを浸出用液として用いたときの蒸発残留物の量は、 90ppm 以下でなければならぬ。また、この場合であって、水を浸出用液として用いたときの蒸発残留物の量が 30ppm を超える場合は、次の試験に適合しなければならない。

水を浸出用液として用いて得られた蒸発残留物にクロロホルム30mlを加え、加温した後これをろ過し、ろ液を重量既知の白金製又は石英製の蒸発皿に量る。更にクロロホルム10mlずつで2回蒸発残留物を洗い、加温した後これをろ過し、ろ液を蒸発皿に合わせ、水浴上で蒸発乾固する。冷後、秤ひょう量して蒸発皿の前後の重量差a(mg)を求め、次式によりクロロホルム可溶物の量を求めるとき、その量は 30ppm 以下でなければならぬ。

$$\text{クロロホルム可溶物量}(\text{ppm}) = ((a-b) \times 1,000) / \text{最初の試験溶液の採取量}(\text{ml})$$

ただし、b：試験溶液と同量の浸出用液について得た空試験値(mg)

5. エピクロルヒドリン

液体を満たすことができる試料にあつては、内容積の20%の量のn—ペソタンを入れて密栓し、 25° に保ちながら時々振り混ぜて2時間放置する。

液体を満たすことができない試料にあつては、表面積 1cm^2 につき0.4mlの割合のn—ペソタンを用い、密封した容器中で 25° に保ちながら時々振り混ぜて2時間放置する。これを試験溶液としてモノマー試験法中のエピクロルヒドリンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

6. 塩化ビニル

液体を満たすことができる試料にあつては、 5° 以下に冷却したエタノールを満たし、密栓して 5° 以下に保ちながら24時間放置する。

液体を満たすことができない試料にあつては、表面積 1cm^2 につき2mlの割合の 5° 以下に冷却したエタノールを用い、密封した容器中で 5° 以下に保ちながら24時間放置する。これを試験溶液としてモノマー試験法中の塩化ビニルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

E 器具又は容器包装の用途別規格（略）

F 器具及び容器包装の製造基準（略）

改 正 案	現 行
<p>第4 おもちや</p> <p>A おもちや又はその原材料の規格</p> <p>1 うつし絵は、次の試験法による試験に適合しなければならない。 この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。</p> <p>(1) 試験溶液の調製 (略)</p> <p>(2) 試験</p> <p>1. 重金属 試験溶液20mlについて、第3 器具及び容器包装の部B 器具又は容器包装一般の試験法 4 重金属試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属量は鉛として$1\mu\text{g}/\text{ml}$以下となる。</p>	<p>第4 おもちや</p> <p>A おもちや又はその原材料の規格</p> <p>1 うつし絵は、次の試験法による試験に適合しなければならない。 この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。</p> <p>(1) 試験溶液の調製 (略)</p> <p>(2) 試験</p> <p>1. 重金属 試験溶液100mlを白金製又は石英製の蒸発皿に採り、初め水浴上で加温して大部分の水分を蒸発させた後直火上で注意して乾固する。これを引き続き火力を強めながら約500°で加熱して灰化する。蒸発皿の内容物を硫酸で潤して再び加熱し、ほとんど白色の灰分が得られるまでこの操作を繰り返して行った後、この残留物に希酢酸10ml及び水10mlを加え、水浴上で加温して溶かし、更に水を加えて25mlとし、その5mlをネスラー管に採り、水を加えて50mlとする。別に鉛標準液2mlをネスラー管に採り、希酢酸2ml及び水を加えて50mlとし、比較標準液とする。両液に硫化ナトリウム試液2滴ずつを加えてよく混和し、5分間放置した後、両管を白色を背景として上方及び側方から観察すると、試験溶液の呈する色は比較標準液の呈する色より濃くてはならない。</p> <p>硫酸 硫酸(特級)を用いる。</p> <p>希酢酸 酢酸(特級)6mlに水を加えて100mlとしたものを用いる。</p> <p>鉛標準液 第2 添加物の部C 試薬・試液等の項の3 標準液に規定する鉛標準液を用いる。</p> <p>硫化ナトリウム試液 第2 添加物の部C 試薬・試液等の項の1 試薬・試液に規定する硫化ナトリウム試液を用いる。</p>
<p>2. ヒ素 試験溶液20mlを採り、第3 器具及び容器包装の部B 器具又は容器包装一般の試験法 7 ヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素量は三酸化二ヒ素として$0.1\mu\text{g}/\text{ml}$以下となる。</p> <p>2 折り紙 (略)</p> <p>(2) ヒ素</p> <p>第4 おもちやの部A おもちや又はその原材料の規格の項の1の(2) 試験の2. ヒ素を準用する。</p> <p>3 ゴム製おしゃぶり (略)</p> <p>4 おもちやの製造に用いる塩化ビニル樹脂塗料は、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。</p> <p>(1) 試験溶液の調製 (略)</p> <p>(2) 試験</p> <p>1. 過マンガン酸カリウム消費量 試験溶液50mlに水を加えて100mlとしたものについて、第3 器具及び容器包装の部B 器具又は容器包装一般の試験法 1 過マンガン酸カリウム消費量試験法により試験を行うとき、その量は$50\mu\text{g}/\text{ml}$以下でなけ</p>	<p>2. ヒ素 試験溶液10mlを採り、第2 添加物の部B 一般試験法の項のヒ素試験法中の装置Aを用いる方法により試験を行うとき、その呈色は標準色より濃くてはならない。</p> <p>2 折り紙 (略)</p> <p>(2) ヒ素</p> <p>第4 おもちやの部A おもちや又はその原材料の規格の項の1の(2) 試験の2. ヒ素を準用する。</p> <p>3 ゴム製おしゃぶり (略)</p> <p>4 おもちやの製造に用いる塩化ビニル樹脂塗料は、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。</p> <p>(1) 試験溶液の調製 (略)</p> <p>(2) 試験</p> <p>1. 過マンガン酸カリウム消費量 三角フラスコに水100ml、硫酸(1→3)5ml及び0.002mol/1過マンガン酸カリウム溶液5mlを入れ、5分間煮沸した後、液を捨て水で洗う。この三角フラスコに試験溶液100mlを採り、硫酸(1→3)5mlを加え、更に0.00</p>

ればならない。

ただし、次式により過マンガン酸カリウム消費量を求める。

$$\text{過マンガニ酸カリウム消費量} (\mu\text{g}/\text{ml}) = ((a-b) \times 0.316 \times f \times 1,000) / 50$$

$2\text{mol}/1$ 過マンガニ酸カリウム溶液 10ml を加え、加熱して 5 分間煮沸する。次いで、加熱をやめ、直ちに $0.01\text{mol}/1$ シュウ酸ナトリウム溶液 10ml を加えて脱色した後、 $0.002\text{mol}/1$ 過マンガニ酸カリウム溶液で微紅色が消えずに残るまで滴定する。

別に同様な方法で空試験を行い、次式により過マンガニ酸カリウム消費量を求めるとき、その量は 50ppm 以下でなければならない。

$$\text{過マンガニ酸カリウム消費量} (\text{ppm}) = (((a-b) \times 1,000) / 100) \times 0.316$$

ただし、 a ：本試験の $0.002\text{mol}/1$ 過マンガニ酸カリウム溶液の滴定量 (ml)

b ：空試験の $0.002\text{mol}/1$ 過マンガニ酸カリウム溶液の滴定量 (ml)

硫酸 硫酸(特級)を用いる。

$0.002\text{mol}/1$ 過マンガニ酸カリウム溶液 過マンガニ酸カリウム(特級)約 0.33g を水に溶かして $1,000\text{ml}$ とする。遮光した共栓瓶に保存する。用時 $0.01\text{mol}/1$ シュウ酸ナトリウム溶液を用いて標定する。

標定 水 100ml を採り、硫酸(1→3) 5ml 及び過マンガニ酸カリウム溶液 5ml を加えて 5 分間煮沸する。次いで、加熱をやめ、直ちに $0.01\text{mol}/1$ シュウ酸ナトリウム溶液 10ml を加えて脱色した後、過マンガニ酸カリウム溶液を微紅色が消えずに残るまで滴加する。この液に硫酸(1→3) 5ml 及び過マンガニ酸カリウム溶液 5ml を加え、5 分間煮沸した後、 $0.01\text{mol}/1$ シュウ酸ナトリウム溶液 10ml を加え、直ちに過マンガニ酸カリウム溶液で滴定し、次式により過マンガニ酸カリウム溶液の規定度係数を求める。

$$\text{規定度係数} = 10 / (5 + a)$$

ただし、 a ：過マンガニ酸カリウム溶液の滴定量 (ml)

$0.01\text{mol}/1$ シュウ酸ナトリウム溶液 シュウ酸ナトリウム(標準試薬) 0.6700g を水に溶かして $1,000\text{ml}$ とし、遮光した共栓瓶に保存する。作製後 1 月以内に使用する。

2. 重金属 (略)

3. カドミウム

試験溶液 100ml に硝酸 5 滴を加え、第3 器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法 3 原子吸光光度法又は 9 誘導結合プラズマ発光強度測定法によりカドミウムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、カドミウム標準溶液として、第3 器具及び容器包装の部 C 試薬、試液等のカドミウム標準溶液 10ml に水を加えて 100ml とし、硝酸 5 滴を加えたものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム量は $0.5 \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。

2. 重金属 (略)

3. カドミウム

この試験では、直流ポーラログラフ、交流ポーラログラフ又はク形波ポーラログラフを用いる。

試験溶液 200ml をビーカーに採り、水浴上で蒸発乾固し、これに $0.1\text{mol}/1$ 塩酸 10ml を加えて溶かす(直流ポーラログラフを用いる場合にあっては、更にゼラチン溶液 0.2ml を加えてよく振り混ぜる。)。この液 5ml を電解瓶に採り、電解瓶の白金線が隠れるまで水銀を注入した後、 25° の恒温槽に入れ、滴下水銀電極を挿入する。次いで、電解瓶に窒素を 15 分間通じた後、 $-1,000 \sim -400\text{mV}$ 間のポーラログラムを描かせるとき、カドミウムの波高は、カドミウム比較標準液 5ml を電解瓶に採り、以下試験溶液の場合と同様に操作して得られた波高より高くてはならない。

硝酸 硝酸(特級)を用いる。

窒素 高純度窒素を用いる。

$0.1\text{mol}/1$ 塩酸 塩酸(特級) 9.5ml に水を加えて $1,000\text{ml}$ とする。

カドミウム比較標準液 金属カドミウム 100mg を精密に量り、硝酸(1→10) 25ml を加えて溶かし、水浴上で蒸発乾固する。この残留物に塩酸(1→2) 5ml を加え

て溶かし、再び蒸発乾固した後、得られた残留物を0.1mol/1塩酸に溶かして1,000mlとする。この液5mlを採り0.1mol/1塩酸を加えて50mlとする(直流ポーラログラフを用いる場合にあっては更にゼラチン溶液1mlを加えてよく振り混ぜる)。

ゼラチン溶液 ゼラチン100mgに水100mlを加え、加温して溶かす。用時作製する。

4. 蒸発残留物

試験溶液200~300mlを採り、第3 器具及び容器包装の部B 器具又は容器包装一般の試験法 5 蒸発残留物試験法により試験を行うとき、その量は50μg/ml以下でなければならない。

4. 蒸発残留物

試験溶液300mlを、あらかじめ105°で乾燥した重量既知の白金製又は石英製の蒸発皿に採り、水浴上で蒸発乾固する。次いで、105°で2時間乾燥した後、デシケーター中で放冷する。冷後、秤ひょう量して蒸発皿の前後の重量差を求める。別に同様の方法で空試験を行い、次式により蒸発残留物の量を求めるとき、その量は50ppm以下でなければならない。

$$\text{蒸発残留物(ppm)} = ((a-b) \times 1,000) / \text{試験溶液の採取量(ml)}$$

ただし、

a : 本試験における重量差(mg)

b : 空試験における重量差(mg)

5. ヒ素

第4 おもちやの部A おもちや又はその原材料の規格の項の1の(2) 試験の2. ヒ素を準用する。

5~8 (略)

9 1~8までに掲げる規定の方法に代わる方法で、それが規定の方法以上の精度のある場合は、その方法を用いることができる。ただし、その結果について疑いのある場合は、規定の方法で最終の判定を行う。

第5 洗浄剤

A 洗浄剤 (もっぱら飲食器の洗浄の用に供されることが目的とされているものを除く。以下この項において同じ。) の成分規格

1 洗浄剤 (固型石けんを除く。以下この目において同じ。) は、次の試験法による試験 (洗浄剤であつて液状のもの以外のものについては、(3) メタノールを除く。) に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は、蒸留水とする。

(1) ヒ素

洗浄剤であつて高級脂肪酸塩及び高級脂肪酸エステル系界面活性剤以外の界面活性剤を含まないもの(以下「脂肪酸系洗浄剤」という。)にあつては試料を水で30倍に希釈し、脂肪酸系洗浄剤以外の洗浄剤にあつては試料を水で150倍に希釈して、これを試料溶液とする。試料溶液100mlを蒸発ザラにとり水浴上で加熱して大部分の水分を蒸発させる。残留液を分解フラスコに移し、蒸発ザラを少量の水で洗い、洗液を分解フラスコに加える。これに硝酸10mlを加えてよく混和し、はじめおだやかに加熱し、激しい反応が終つた後放冷する。ついで硫酸5mlを加え、白煙が発生するまで加熱する。液がなおかつ色を呈するときは、冷後硝酸5mlを追加して加熱する。この操作を液が無色~淡黄色となるまで繰り返す。冷後水を加えて50mlとする。この液20mlをとり、飽和シュウ酸アンモニウム溶液10mlを加え、再び白煙が発生するまで加熱する。冷

第5 洗浄剤

A 洗浄剤 (もっぱら飲食器の洗浄の用に供されることが目的とされているものを除く。以下この項において同じ。) の成分規格

1 洗浄剤 (固型石けんを除く。以下この目において同じ。) は、次の試験法による試験 (洗浄剤であつて液状のもの以外のものについては、(3) メタノールを除く。) に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は、蒸留水とする。

(1) ヒ素

洗浄剤であつて高級脂肪酸塩および高級脂肪酸エステル系界面活性剤以外の界面活性剤を含まないもの(以下「脂肪酸系洗浄剤」という。)にあつては試料を水で30倍に希釈し、脂肪酸系洗浄剤以外の洗浄剤にあつては試料を水で150倍に希釈して、これを試料溶液とする。試料溶液75mlを蒸発ザラにとり水浴上で加熱して大部分の水分を蒸発させる。残留液を分解フラスコに移し、蒸発ザラを少量の水で洗い、洗液を分解フラスコに加える。これに硝酸10mlを加えてよく混和し、はじめおだやかに加熱し、激しい反応が終つた後放冷する。ついで硫酸5mlを加え、白煙が発生するまで加熱する。液がなおかつ色を呈するときは、冷後硝酸5mlを追加して加熱する。この操作を液が無色~淡黄色となるまで繰り返す。冷後水を加えて50mlとする。この液25mlを採り、飽和シュウ酸アンモニウム溶液10mlを加え、再び白煙が発生するまで加熱する。冷

後水を加えて20mlとし、これを試験溶液として、第3器具及び容器包装の部B 器具又は容器包装一般の試験法 7 ヒ素試験法により試験を行うとき、その呈する色は、標準色より濃くてはならない。

試薬

硝酸 硝酸(特級)を用いる。
硫酸 硫酸(特級)を用いる。
シュウ酸アンモニウム シュウ酸酸アンモニウム(特級)を用いる。

- (2) 重金属 (略)
 - (3) メタノール (略)
 - (4) 液性 (略)
- 2成分規格 (略)
3成分規格 (略)
4成分規格 (略)
5成分規格 (略)

B洗浄剤の使用基準

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)

後水を加えて25mlとし、その10mlを採り、これを試験溶液として、第2 添加物の部B 一般試験法の項のヒ素試験法中の装置Aを用いる方法により試験を行うとき、その呈する色は、標準色より濃くてはならない。

試薬

硝酸 硝酸(特級)を用いる。
硫酸 硫酸(特級)を用いる。
シュウ酸アンモニウム シュウ酸酸アンモニウム(特級)を用いる。

- (2) 重金属 (略)
 - (3) メタノール (略)
 - (4) 液性 (略)
- 2成分規格 (略)
3成分規格 (略)
4成分規格 (略)
5成分規格 (略)

B洗浄剤の使用基準

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)

